

厚生労働大臣の定める掲示事項

特掲診療料の施設基準(手術)に係る院内掲示

◆医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術特掲診療料の施設基準(手術)に係る、当院の症例数は下記の通りです。

(期間：令和6年4月～令和7年3月)

区分1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
	イ	黄斑下手術等	0
	ウ	鼓室形成手術等	0
	エ	肺悪性腫瘍手術等	0
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼等	0
区分2	ア	靱帯断裂形成手術等	0
	イ	水頭症手術等	0
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ	尿道形成手術等	0
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	0
	キ	子宮附属器悪性腫瘍等手術等	0
区分3	ア	上顎骨形成術等	0
	イ	上顎骨悪性腫瘍等手術等	0
	ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術	0
	エ	母指化手術等	0
	オ	内反足手術等	0
	カ	食道切除再建術等	0
	キ	同種死体腎移植術等	0
区分4		胸腔鏡下・腹腔鏡下手術等	0
その他	ア	人工関節置換術	0
	イ	乳児外科施設基準対象手術	0
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び対外循環を要する手術	0
	オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈血栓切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0